

完成されてしまった伊達市・旧上小国小学校体育館

市民立法「チェルノブイリ法日本版」
をつくる郡山の会（しゃがの会）

この条例制定の取り組みに賛同し、共
に参加・活動をしてくださいますようお
願いいたします。

共同代表 黒田節子・郷田みほ

TEL： 090-9424-7478

E-mail : arc@y9.dion.ne.jp

市民立法「チェルノブイリ法日本版」は実現
可能な取り組みでどうか？

市民の手で夢を実現したモデルがあります。
ICANは核兵器禁止条約の国連での採択を
実現しました。また「情報公開法」は、山形
県、神奈川県、埼玉県、川崎市等の自治体で
の条例制定の積み重ねでできました。私たち
も先人の志を受け継いで、市民立法「チェル
ノブイリ法日本版」を実現させましょう。



しゃがの花

花言葉/抵抗・友が多い・決心

市民立法「切尔ノブイリ法 日本版」をつくる郡山の会

あなたにとっては、あの原発事故はもう過去のことですか。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故で、国は福島県民に対して、被ばくから命・健康を守ろうともせず、「復興」の名の下に帰還を迫っています。原発事故をめぐる問題は現在も続いています。

30数年前に起きた切尔ノブイリ原発事故を機に国際的に確立された安全基準（年間追加被ばく線量1mSv）を福島第一原発事故後20倍に引き上げ、子どもたちを危険にさらしています。私たちは異常な生活が日常になり、窮地に追い込まれて声も上げられないでいます。私たちは被害を受けた当事者として、自分たちの身を守るため、行政に保障を約束させることの必要性を痛感し、条例を制定することにより権利保護を求めます。そのためにも、切尔ノブイリ原発事故から生まれた「切尔ノブイリ法」という大きな犠牲を払って得た貴重な法律を学ばなければいけないと思います。

2019年1月に市民立法「切尔ノブイリ法日本版」をつくる郡山の会（通称・しゃがの会）は立ち上りました。郡山市に条例を作るため皆さまのご協力をお願いします。



目的

福島の人たち、子どもたちを被ばくから守り、健康的な暮らしが保障されるように条例化を目指し、必要な活動を行っていく。

2つの活動

- 1、条例制定に向けて啓蒙活動、学習会、講演会などを行う。
- 2、保養活動（子どもの健全育成を目的とした転地保養事業）、放射線測定（必要に応じ再除染）、健康管理の徹底（被ばく者手帳や健康作り活動）、移住相談などの諸活動に対して、さまざまな人たちや団体と協力・連携しながら、私たちに必要な条例項目をつくりあげていく。

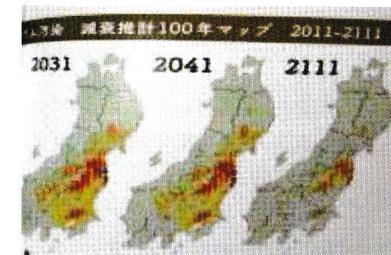
国家が移住・避難・保養・医療検診を保障している

「切尔ノブイリ法」とは

1986年4月の旧ソ連の切尔ノブイリ原発事故から5年後の1991年に制定された法律です。国家の加害責任を明記し予防原則に則り、生存権を保障した放射能災害に関する世界で初めての人権法です。追加被ばく線量年間1mSvを基準に移住・避難・保養・医療検診等が保障されました。

30年以上たった今でも、切尔ノブイリ周辺の広大な地域では健康診断、保養など多くの健康管理を国によって保障されています。

「どこまでが被災地なのか」・「誰が被災者なのか」・「誰にどんな補償や支援をするのか」の3点を定めた法律です。



セシウム減衰推計100年マップ

（放射能測定マップ+読み解き集

みんなのデータサイト出版より）